

内閣文庫本『廬山記』の史的価値

——巻五の「古碑目」を中心に——

陳 錦 清

第1章—『廬山記』巻五に着目する意図

1.1 『廬山記』とはどんな書物なのか

『廬山記』は北宋の陳舜兪（1026～1075）が廬山名勝古跡の地理情報を調査し、廬山ゆかりの古人の伝記、廬山関係の詩文・碑目・題名を記録した地誌である。陳舜兪は北宋慶暦六年（1044）に進士及第、嘉祐四年（1059）の制科第一に挙げられ、都官員外郎という称号を賜ったが、それを辞し、秀州に隠居した。熙寧三年（1070）に再び仕官したが、王安石の青苗法に反対したため、朝廷にその罪を問われて南康（現在の廬山市南康鎮）に左遷された⁽¹⁾。1070～1075年の南康滞在期間に、30年も廬山に隠遁していた劉渙と60日間で廬山を踏査し、旧説を参考にして『廬山記』を著した。友人の李常が刊行を書き、『廬山記』は1075年に刊行され、初めて世に出た。

『廬山記』は刊行されてから、中国では散佚し、『永樂大典』や『四庫全書』に輯佚されたが、いずれも三巻本という不完全な体裁となっている。日本では、「幸ひ古くより宋槧本巻二、三及び古寫の補鈔が存在し、五巻の完足本を見るを得るのである」⁽²⁾ というように完本が伝わる。日本に伝存する五巻本、特に旧内閣文庫所蔵本（内閣文庫所蔵本は現在国立公文書館に移された。本論文では、これまでの呼称に従い、内閣本と称する。内閣本『廬山記』の電子版は国立公文書館⁽³⁾に公開されている）について、代表的な先行研究として、長澤規矩氏⁽⁴⁾、巖紹盪氏⁽⁵⁾と澤崎久和氏⁽⁶⁾の三人の研究を挙げることができる。これらの先行研究では、五巻本の存在と内閣本の優秀さを指摘し、巻四所収詩に対して緻密な校勘を行った。

しかし、巻五についての検討は十分なされたとはいえない。巻五は碑刻作品を多く収めている。これらの碑刻作品の採録方法は宋代の金石書と様式が異なる一方、そこに記録された内容は唐代鈔本の系統を受け継いだ日本の旧鈔本『白氏文集』や新たに出土した墓誌と一致する。廬山にある碑の本来の文字を伝える史料として高い価値を持っているのではないかと推測される。

そこで、本論文は内閣本『廬山記』巻五に焦点を絞り、5章に分けて検討を試みたい。第1章では、なぜ内閣本『廬山記』巻五に着目するのかについて、その理由を明確にする。第2章では、巻五に収録された碑刻作品をめぐって、五巻本の諸テキストや廬山の碑刻作品を収録した刊本と

校勘し、その異同を分析することで、内閣本が優れたテキストであることを明らかにする。第3章では、巻五に収録されている碑題の記載と日本の旧鈔本『白氏文集』との一致を見出すことにより、巻五が碑題の古い形を残すことを論証する。第4章では、内閣本『廬山記』巻五の史料価値と編纂意図を明らかにする。まず、巻五のみに記載された墓誌銘の作者・書丹者（墓誌銘の文字を書く人）の情報を中国で新たに出土した墓誌と比較検討することで、その史料価値を明確にする。また『集古録』との違いを比較検討することにより、『廬山記』の特色を浮き彫りにしたうえで、その編纂意図を考察する。第5章は、全体の内容をまとめて、原稿を締めくくる。

1.2 なぜ内閣本『廬山記』巻五に着目するのか

なぜ、巻五に着目するのか。その理由は二つある。

一つ目は巻五の碑刻作品に、歴史資料の空白を補う意義があることである。巻一から巻四は集本や伝説など当時の伝世典籍を集めている。詳しく言うと、巻一は「総述山水篇第一」と「叙山北篇第二」より構成されている。「総述山水篇第一」では、古書を引用して山勢水脈を記し、山名の由来、古事伝説を述べ、廬山の全体を概説する。「叙山北篇第二」では、江州徳化門より筆を起こし、順次、里数、景趣、寺観、古跡の沿革、由緒等を述べている。巻二「叙山南篇第三」では、山の南側について解説する。巻三は「山行易覧篇第四」と「十八賢伝第五」より構成されている。「山行易覧篇第四」は山中遊覧の歴次と距離を述べたものである。「十八賢伝第五」では、白蓮社主慧遠をはじめとする十八賢の伝記を述べている。巻四の「古人留題篇第六」は古来この山に遊んだ、晋から五代までの文人の詩賦を収録している。

上記の四巻では、陳舜俞は廬山の古跡に関する碑記内容の大略を記録し、典籍資料によって、古跡と今現在目にしているその実情を併記する。その目的を以下のように述べている（本論文で引用する『廬山記』のテキストはすべて内閣本を用いる）。

……考驗銘誌、參訂耆老、作廬山記。其湮泐蕪沒不可復知者、則闕疑焉。凡唐以前碑記、因其有歲月甲子爵里之詳故并錄之。庶或有補史氏云。（……銘誌を考驗し、耆老に參訂して、廬山記を作る。其の湮泐蕪沒して復た知る可からざる者は則ち疑しきを闕く。凡そ唐以前の碑記、其の歲月甲子爵里の詳なる有るに因るが故に并に之を録す。庶くは或は史氏を補うこと有らんことをと云う）

（内閣本『廬山記』巻二巻末）

「庶或有補史氏云」という記述から、伝世典籍よりも信頼度の高い第一次資料としての碑刻作品を収録することで、歴史資料の違えを補正することが陳舜俞の重要な目的であったことが分かる。夏禹石刻をはじめとする18篇の碑刻作品について、その碑文内容の大略を記録したり、碑の実際状態を描いたり、関連する歴史的な考証を行ったりしている。また、巻一では、「自唐開元元和以來、迄于保大顯徳間、文士碑志、遊人歌詠、題名班班有存者。今著其目于後篇（唐の開元元和よ

り以來、保大顯徳の間にいたるまで、文士の碑志、遊人の歌詠、題名班班として存する者有り。今其の目を後篇に著す」とあることから、陳舜兪は卷五を書く前に、すでに歴史記載の違えを訂正し、史料上の不足を補足することを『廬山記』編纂の核心に据えたことが伺える。

卷五は、陳舜兪が実地調査によって確認した上で、網羅的かつ時系列順に配列した廬山関連の碑刻作品であり、歴史を補正する力を持つ。卷五は『廬山記』を書いた陳舜兪の意志を代表する巻であり、その価値はほかの巻よりははるかに高いものといっても過言ではない。

もう一つは、内閣本『廬山記』卷五の碑刻作品の編纂は宋代金石書成立の初期に位置し、碑刻作品を忠実に記録したことに意味があることが挙げられる。北宋金石学を確立させた歐陽脩『集古録』は『廬山記』とほぼ同時期に編纂され、後世に圧倒的な影響を与えたが、『廬山記』は金石学の領域では忘れられた存在であったようで、その後の金石書に引き継がれることはなかった⁽⁷⁾。つまり、内閣本『廬山記』卷五に収められている碑刻作品は他の金石書とは一線を画す。碑文の書の出来に重点を置いている宋代金石書には顧みられることがなかった碑刻作品が、内閣本『廬山記』卷五では陳舜兪の実地調査により、碑文の状態をありのままに記録されている。この点についても評価すべきと考える。

では、内閣本『廬山記』卷五の編纂には、作者のどのような思いが込められているのであろうか。卷五の古碑目と古人題名の冒頭の叙述から見てみよう。

廬山自晉宋齊梁陳隋唐至本朝、幾八百年、其間廢興盛衰皆有記述、歲月浸久、往往亡失。若殷仲堪作遠公碑、天祐間猶見於貫休之詩、今無復遺漫矣。今錄太平東林已下五寺觀五代以前人所作碑誌爵里歲月之日。凡四十一、辭多不載。(廬山は晉・宋・齊・梁・陳・隋・唐自り本朝に至るまで、八百年に幾く、其の間廢興盛衰皆記述有るも、歲月浸久して、往往に亡失す。殷仲堪の作れる遠公の碑の若き、天祐の間猶貫休の詩に見ゆるも、今復遺漫無し。今、太平東林已下五寺觀に五代以前の人の作る所の碑誌爵里歲月の日を録す。凡そ四十一、辭は多きをもって載せず。)

(内閣本『廬山記』卷五・古碑目篇の冒頭)

予遊東林、頗愛屋間。有唐以來人題名。寺僧因為予言、往歲屋室遷改、方板數百、文字昏闇、堆積閑處、不復愛惜。凡此者幸而未至於投削耳。嗟乎、昔人嘆賢達勝士登山遠望者多矣、皆湮沒無聞。此幾是。今得永泰已來顏魯公下十有七人題名可見者、著之以備亡失云。(予東林に遊び、頗る屋間を愛す。唐以來の人の題名有り。寺僧予が為に言えるに因りて、往歲屋室遷改するに、方板數百あるも、文字昏闇たり、閑處に堆積して、復に愛惜せず。凡そ此の者は幸いにして未だ投削に至らざるのみと。嗟乎、昔人の賢達勝士、山に登りて遠望する者多きも、みな湮沒して聞く無きを嘆く。此れ是れに幾し。今、永泰已來、顏魯公より下十有七人の題名の見る可き者を得て、之を著して以て亡失に備うと云う。)

(内閣本『廬山記』卷五・古人題名篇の冒頭)

『輿地碑記目』や『宝刻叢編』は碑刻作品を収録する際に、地域別の意識があるのに対して、『廬山記』は廬山という一つの名勝に対する興味が深く、そこに存在する古人の碑目・題名を後世に残すことが目的であったと考えられる。

ここ「賢達勝士登山遠望者多矣、皆湮沒無聞（賢達勝士、山に登りて遠望する者多きも、みな湮没して聞く無きを）」は、次の羊祜の言葉を典拠として踏まえている。

自有宇宙、便有此山、由來賢達勝士、登此遠望、如我與卿者多矣、皆湮滅無聞、使人悲傷。如百歲後有知、魂魄猶應登此也。……及祜卒、後人建碑立廟、歲時饗祭、望其碑者、莫不涕泣。（宇宙有る自り、便ち此の山有り、由來賢達勝士は此に登りて遠望し、我と卿がごとき者多きも、みな湮滅して聞く無く、人を悲傷せしむ。もし百歲後知る有らば、魂魄なお此に登るべきなり。……祜の卒するに及びて、後人碑を建て廟を立て、歲時に饗祭し、其の碑を望むは、涕泣せざる莫れ）⁽⁸⁾

羊祜（221年～278年）は、中国三国時代から西晋にかけての武将であり、269年に襄陽に赴任中、好んで岷山に登り、酒を飲みながら、時が経つのも忘れて景色を眺めていたという。彼が亡くなった後、襄陽の人が襄陽太守として政治業績を残した羊祜を記念するために、岷山碑を建てた。孟浩然や李白などの詩人は岷山碑を目にする際、懐古の詩を詠み、感慨深く涙を流さない者はいなかった。陳舜俞も廬山にある数多くの碑を目睹して、故人に思いを馳せずにいられなかった。特に慧遠や貫休などと関わりのある碑刻作品や顔魯公のような賢達勝士の題名は貴重な価値を持っている。が、長い歳月を経て、その文字が薄くなり判別できなくなっている。それは遺憾であると感じた陳舜俞はなんとしても後世に伝えようと、内閣本『廬山記』巻五に自ら調査した碑刻作品を記録したのである。

第2章—なぜ内閣本『廬山記』巻五が優れたテキストといえるのか

書誌学の観点から長澤・巖・澤崎三氏によって、内閣本はほかの諸本より優れていることがすでに指摘されていた。ここでは、さらに巻五を有する諸本と内閣本を細かく校勘し、内閣本のテキストとしての特徴を明らかにしたい。

『廬山記』に収録されている碑刻作品は主に碑目と題名である。碑目（碑文の目録）は41篇で、晋から五代に及ぶ。各碑の碑題・作者・書丹者・碑文の製作時・再建時などの項目が含まれている。その種類は記・銘・碑・賦・傳など多岐に亘る。また、「題名」作品は唐代から五代に作られた11篇である。「題名」とは「名所を遊覧した記念のために、日付と姓名を入れて書き記した文章を指し、時には訪問の経緯、訪問時の行動や感慨なども記される。」⁽⁹⁾

五卷本として現存する『廬山記』には以下のものがある。

五卷本として現存する『廬山記』は、澤崎氏⁽¹⁰⁾によると、①〔内閣本〕（国立公文書館像宋刊

本影印)、② [吉石本] (羅振玉『吉石齋叢書二集』所収)、③ [元禄本] (元禄十年、江戸山形屋吉衛兵等刊本)、④ [重元本] (羅振玉重刊元禄本)、⑤ [大正本] (大正新修大藏經五十一卷所収)の五つがある。⁽¹¹⁾

上記した五巻を内閣本『廬山記』巻五と比較すると、碑目の書式・並び順と文字の形という三つの点において異なることが分かる。

一つ目は内閣本では、碑刻の本来の書式を保っていることである。碑刻にとって重要な改行と空格をそのまま改変せず書き写しており、あたかも碑刻の拓本のようなものである。例えば、「廬山記改修簡寂靈寶并齋堂記」と「大唐新建廬山開先禪院碑」では、「奉敕撰」の「敕」字で改行している。

改行のほかに、空格の例も見られる。例えば、「奉勅」の前で、「勅」の字を空白のままにしたところが巻五では4箇所見える。また碑題の最後にある「并序」も上の字と一格空けて、小さ目に書かれている。それに対して、ほかの五巻本は空格が埋められ、字の大きさも全部統一されている。

つまり、元禄本等の五巻本は空白と行を詰めて碑刻の内容を記載している。一方、内閣本は、改行や空格などの形式を重視することにより、碑刻作品の書式を留めている。唐代の碑刻拓本は現存するものが極めて少ないため、書式を尊重し、拓本的な性格を併せ持つ内閣本は、碑刻の形態を伝えることができ、貴重な価値を有している。

二つ目は、元禄本などと異なり、内閣本の碑目・題名が全体として、時系列に配列されていることである。碑目の冒頭部分や全体の碑目の並び順を考え合わせると、廬山碑目の収録には、作者陳舜俞の時代順かつ寺院別に並べようという意図が込められていると推測される。元禄本・重元禄本は東林寺の碑目を配列した際に、「東林寺經藏碑銘並序」(812年に建立)と「唐故東林寺大德祭公碑銘並序」(813年に建立)を六朝時代に建立された「慧遠法師碑銘」の前に置いている。それに対し、内閣本は碑目を整然と時代に沿って配列している。なお、吉石本・大正本は内閣本と配列順序は同じである⁽¹²⁾。この点について、羅振玉は吉石本の跋⁽¹³⁾で以下のように述べている。

第七篇元禄本叙東林寺諸碑誤錯、列東林寺經藏碑銘及大德祭公碑銘於慧遠法師等三碑之前。知元禄本已不能無失矣。(第七篇にて元禄本は東林寺諸碑を叙して誤錯し、「東林寺經藏の碑銘」及び「大德祭公の碑銘」を慧遠法師等の三碑の前に列せり。元禄本も已に失無き能わざりしを知る。)

ただ、羅振玉は吉石本を入手した当時、元禄本の存在は把握していたが、内閣本に言及していないことから、吉石本と同じ系統の宋本に属している内閣本の存在は知らなかったと考えられる。

元となる刊本はいずれも宋本であるが、それぞれの系統が異なっており、時系列で配列する内閣本系統の方がより妥当性のあるものだといえよう。

三つ目として、内閣本はほかのテキストより文字の古い形を残していることが挙げられる。吉

石本・大正本・内閣本は同じ系統の刊本でありながら、内閣本の方がより古く、正しい文字の形を現在に伝えている例が多数存在している。以下、文字の面で内閣本の特徴及びその価値を論じたい。『廬山記』の歴史資料としての価値について、胡耀飛氏⁽¹⁴⁾は主に五代の呉と南唐時代の江州刺史等を考察し、ほかの伝世資料には見られず、内閣本『廬山記』巻五のみに記載されている史料の価値を論じている。しかし、胡氏が使った版本は大正本であり、その価値を認める一方、不備も指摘している。例えば、皇甫暉の題名は以下のように記録されている。

推忠奉 保父功臣奉化軍節度江州營田觀察處置等使光祿大夫檢校太尉使持節江州諸軍事江州刺史驍衛將軍兼御史大夫上柱國安定縣開國伯食邑七百戶皇甫暉、伏奉勅旨、特到保大開先禪院、經過寶刹。松檜籠煙、峯巒疊翠、周覽勝景、頗豁襟懷。時大唐保太十一年太歲癸丑二月辛亥五日乙卯題記。(推忠奉 保父功臣奉化軍節度江州營田觀察處置等使光祿大夫檢校太尉使持節江州諸軍事江州刺史驍衛將軍兼御史大夫上柱國安定縣開國伯食邑七百戶の皇甫暉、伏して勅旨を奉じ、特に保大開先禪院に到り、寶刹を經過す。松檜煙を籠め、峯巒翠を疊ね、勝景を周覽して頗る襟懷を豁す。時に大唐保太十一年太歲癸丑二月辛亥五日乙卯題記す。)

(内閣本『廬山記』巻五)

この題名について、胡氏は以下のように述べている。

……皇甫暉功臣號中“奉□保人”四字、闕一字、“人”字或亦有誤；又、“驍禦”當為“驍衛”之誤。

筆者も胡氏の推測に賛同し、前後の文脈から判断して、「人」と「禦」は妥当ではないと考える。他方、内閣本はほかの五巻本とは異なり、この部分のテキストでは、「人」を「父」に、「禦」を「衛」に作っている。では、内閣本におけるこの二文字の作り方は適切であろうか。ここの「驍衛將軍」⁽¹⁵⁾とは、禁衛軍の官職名であるとされている。「保父」とは後ろに続く「保父功臣」と合わせて理解すべき言葉である。歴史上で「保父功臣」と称される人物の代表として「孔緯」を挙げることができる。彼は唐代の僖宗と昭宗に仕えた宰相であり、鳳翔で戦乱に遭った昭宗を助けた功績があるため、「持危啓運保父功臣」を賜った⁽¹⁶⁾。「保父功臣」の「保父」とは、「安定させるように治める」⁽¹⁷⁾という意味である。「父」を□や「人」にしているほかの五巻諸本より、内閣本の方が優れていると言えるだろう。

胡氏の考察対象にはなっていないが、ほかにも、文字の正しい形を残しているものを内閣本から見つけ出すことができる。筆者の調べた結果では、同じ五巻本でも、文字の異同が計71か所数えられる。その異同は主に文字の脱落と類似文字の混同に大別できる。

まず、文字の脱落から見てみよう。明らかに文字の脱落によって、意味が取れなくなったり、官職名が間違えられたりする代表例として、次の三つが挙げられる。一つ目に、「大唐廬山重建東林

寺故禪大徳言公碑銘（并序）」はほかのすべての五巻本は「言」が抜けているが、内閣本のみが「大徳言公」となっている。そもそも「大徳」とは、徳の高い清僧を意味する普通名詞である。「言」字がないと、どの僧侶を指すのか、特定できないため、特定の人物のために書かれた碑銘としてはふさわしくない。「言公」は同じ巻五にある韋宙の東林寺題名に現れる。その題名の製作年は大中十二年（858）であり、咸通九年（868）に建てられたこの大徳言公の碑銘と時期的に近いので、同一人物と考えてよいだろう。さらに、『宝刻叢編』や『宝刻類編』はいずれも「大徳言公」に作るため、内閣本の方が正しいと考えられる。二つ目の例として、同じ大徳言公の碑文で、内閣本以外のすべての五巻本では、作者の「賜紫金魚袋袋苗紳」の「袋」が脱落している。三つ目に、「廬山簡寂觀重造大殿」において、作者の「廬州刺史御史大憲上柱國清河郡開國侯食邑二千戸張崇」の「史」は内閣本のみにある。「賜紫金魚袋」や「御史大憲」はいずれも官職名として定着している言い方なので、内閣本は正しい形を残していると言える。

次に、類似文字の混同（書き間違い）に関連する例が内閣本『廬山記』巻五に数多く存在するが、ここでは明らかに正誤が判断できるものを取り上げよう。「東林寺經藏碑陰記」の作者「朝議郎檢校尚書工部郎中使持節撫州諸軍事守撫州刺史兼侍御史柱國賜緋魚袋蔡京」は内閣本では「工」に作るが、ほかの五巻本はすべて「上」に作る。そのほかに、「杭州刺史柱國于德晦」が撰した「有唐廬山簡寂觀熊君尊師碣」では、内閣本では「于」に作るのに対して、ほかの五巻本はすべて「千德晦」に作っている。管見の限りでは、「千德晦」という人物は文献上では見つからないが、「于德晦」に関連する記述は『長安志』⁽¹⁸⁾に、「左散騎常侍于德晦宅」とある。「千德晦」より、「于德晦」が実在した人物であった可能性が高い。このように、字形上の類似によって生じやすい間違いは枚挙に遑がないが、ここでは一々取り上げず、代表的なもののみを指摘するにとどめる。

以上、諸種の刊本において、碑目の書式・並び順や文字の形から考察した結果、『廬山記』五巻本において、内閣本がもっとも優れた刊本であることが分かる。それは作者陳舜俞の編纂意図を反映していると同時に、『廬山記』の碑目・題名の古く、正しい形を伝えるテキストであると言える。

第3章—内閣本『廬山記』巻五の碑題は本来の古い形を残しているのか

本章では、『廬山記』と『集古録』をはじめとする宋代金石書との碑題の記載上の相違点に着目したい。それを考察するにあたり、日本に伝来した『白氏文集』を視野に入れつつ、比較検討を行う。『廬山記』と『集古録』・『金石録』・『宝刻叢編』・『輿地碑記目』との違いは、主に次の二点がある。

一点目は、『廬山記』所収の碑目に「故」字があるのに対して、ほかの金石書ではすべて「故」を省略していること。二点目は時代名についての記載が異なること。『廬山記』は本来製作時代のあった碑題はそのまま記録しているが、製作時代のない碑題に対してあえて時代名を付け加えたり改変したりすることにより、碑題をまとめようとはしない。一方、『金石録』をはじめとする金

石書は同じ時代の碑文に対して、統一した時代名を碑題に冠したり、時に間違った時代名に改変したりしている。

3.1 内閣本『廬山記』巻五碑題に「故」字を残したことと『白氏文集』

まず『廬山記』のみに「故」字がある点であるが、これは「唐故東林寺律大德熙怡大師碑銘」に「故」字があることを見れば、『廬山記』が碑題本来の形を写し取っていると考えられる。

唐代の出土墓誌⁽¹⁹⁾の碑題を見ると、その約7割に「故」字が付いている。亡くなった墓主のために書かれた碑文であるから、墓主を「故人」と呼ぶのは珍しいことではない。

さらに、元の碑題に「故」字があったことの証左として、日本に伝来した『白氏文集』を挙げたい。それは金沢文庫本『白氏文集』である。金沢文庫本は遣唐使として唐に渡った留学僧が白居易直筆本を書写した旧鈔本を、鎌倉時代の初めに金沢流北条氏や豊原奉重が書き写したもので、『白氏文集』のもと姿を伝えるものと評価されている。この金沢文庫本に当該の碑題が記されており、やはり「故」字が書かれているのである。

実は、金沢文庫本にはもう一つ、興味深い点がある。それは、「故」字の脇に添えられた「摺本无」という注記である。摺本とは北宋刊本のことで、金沢文庫本を製作する際、対校に用いた北宋刊本には「故」字がなかったことを示している。北宋刊本は残念ながら中国でも日本でも失われてしまったが、その姿を今に伝えてくれる存在がある。それが、北宋刊本を底本とする那波本『白氏文集』⁽²⁰⁾である。

那波本『白氏文集』とは、江戸時代初期元和四年（1618）に刊行された版本で、林羅山が那波道圓の古活字本『白氏文集』（那波本）を受け取り、訓点を施し、対校⁽²¹⁾を行ったことでも知られている。この那波本の底本が北宋刊本なのである。

那波本の当該箇所を見ると、やはり「故」字はなかった。

では、なぜ本来あったはずの「故」字が北宋刊本『白氏文集』では、脱落しているのか。旧鈔本との本文上の違いが生じた理由は鈔本と刊本の成立事情と関わっていると考えられる。「ある本が鈔本の形で流布すれば、その過程において当然ながしか本文に改変が加えられる。これはやむを得ないことである。……鈔本は必然的には可変性を内在する」⁽²²⁾。鈔本が流布してから、宋刊本が成立し、その本文が改変されることが多かった。

北宋刊本が製作された時期と金石書が書かれた時期は重なる。この時代は、読者の便宜を図るために⁽²³⁾、順番を入れ替えて編集したり、読みやすく整理したり、大幅に原典を改変することが頻繁に行われた。碑題に書かれた墓主は過去の人で、故人であることは明らかである。よって無駄な「故」字を省いたのではないだろうか。

一方、金沢文庫本『白氏文集』と『廬山記』は「故」字を残している。本来碑題にあった「故」字を改変せず、見たままのものを忠実に記録する姿勢は崩れなかった。それは碑題の本来の様子を保存する上で重要であり、評価すべき姿勢と言えよう。

金沢文庫本に一致している『廬山記』は、碑刻の本来の文字を留めているといえる。見たまま

を客観的に記録することにより、碑刻の本来の様子を残している。やはり作者が碑刻に忠実であったことが分かる。

3.2 内閣本『廬山記』巻五碑題の時代名について

次に碑題に書かれている時代名を取り上げたい。

ここでは『集古録』と『廬山記』を比較検討する。なぜなら、他の金石書はすべて、『集古録』の様式に倣って編纂され、時代名もその記述方法を踏襲しているからである。両書が同じ碑題を書き記している例を以下の表1に整理してみた。

[表1 『集古録』と内閣本『廬山記』における碑題の記録比較表⁽²⁴⁾]

	『集古録』	『廬山記』
①	宋慧遠法師碑	慧遠法師碑銘
②	隋廬山西林道場碑	西林寺道場碑文
③	唐復東林寺碑	復東林寺碑銘
④	唐顔魯公題名	西林寺題名
⑤	唐寶稱大律師塔碑	唐廬山東林寺故寶稱大律師塔碑
⑥	唐李德裕大孤山賦	簡寂觀有大孤山賦碑

表1から、『集古録』が時代名を碑題冒頭に置いていることは明らかである。では、実際の碑題はどうであったのか、拓本が残されているのは③の1例しかないが、拓本（図版2を本論文のP.56に掲載）を見ると「唐」の文字はなく、『集古録』が書き加えたことがわかる。

一方、『廬山記』は拓本と一致している。陳舜兪は碑題を忠実に写すため、本来時代名のある碑題はそのまま記録し、時代名のないものにあえて時代名を冠したり、時代名を改変したりすることはしなかった。

『集古録』以降、南宋金石書の代表といわれる『金石録』も『集古録』の碑題を踏襲し、碑文を時代順に配列するがために、すべての碑題に時代名を冠するようになった。その中で、時に時代名を間違えることもあった。その間違いが『廬山記』によって明らかになった一例を取り上げ、検討したい。

内閣本『廬山記』巻五にある「宋佛馱跋陀羅禪師碑」は、『金石録』では「唐佛馱禪師碑」となっている。なぜ「宋」と「唐」という違いが生じ、いずれが正しいのであろうか。『廬山記』ではこの碑を以下のように記載している。

宋佛馱跋陀羅禪師碑

唐開元十七年歲在己巳七月己丑朔十五日癸卯建

兀兀禪師⁽²⁵⁾

中書舍人趙郡李訥文。金紫光祿大夫行同州刺史上柱國范陽縣開國男張廷珪書、江州刺史河東柳貞望樹

唐永泰丙午歲顏真卿題碑側凡一百一十六字

内閣本『廬山記』巻一には、この「兀兀禪師」について、「訥亦自稱兀兀禪師」という記述がある。さらに、巻五では、碑題を「宋佛馱跋陀羅禪師碑」と記し、その後作者「兀兀禪師」即ち李訥として紹介している。

一方、『金石録』では、作者の李訥（兀兀禪師）と「佛馱禪師」を同じ人物であると間違ったため、碑題を「唐兀兀禪師碑」と書いたと考えられる。その結果、「佛馱跋陀羅禪師」の生きた時代は南北朝の宋代であるにも関わらず、『金石録』ではそれに「唐」を冠するという誤りを犯しているのである。

「佛馱跋陀羅禪師」について、『仏祖統紀』や『出三蔵記集』に関連記載がある。彼は西域出身の僧侶であり、南朝宋の釈智嚴から中国で正しい禪法を教化するよう求められたため、長安で鳩摩羅什とともに禪法を広めようとしたが、仏教界に受け入れられなかった。そして、彼は廬山の慧遠のもとに落ち着き、禪法関係の經典を漢訳した。滋賀高義氏の考証によると、佛馱跋陀羅禪師の廬山滞在の時期は410年～411年で、429年に亡くなるまで宋の都で過ごしたようである⁽²⁶⁾。従って、佛馱跋陀羅禪師は魏晉南北朝、特に晩年を宋に生きた人物と考えられる。

さらに、陸游著『入蜀記』巻四にも「塔中作如來示寂像、本宋佛馱跋陀羅尊者、自西域持舍利五粒、來葬於此。(塔中に如來の示寂する像を作り、本より宋佛馱跋陀羅尊者は、西域より舍利五粒を持ち、來りて此に葬る)」⁽²⁷⁾とあることから、佛馱跋陀羅禪師は唐代ではなく、南朝宋の人であることを傍証できる。

ところが、『金石録』は佛馱跋陀羅禪師に「唐」という時代名を冠してしまった。一方、『廬山記』は時代名を安易に改変しなかったため、その碑題の間違いを明らかにすることができた。こうした忠実に碑題を記録しようとする『廬山記』の姿勢は改めて評価されてよいと考える。

時代名を碑題に冠するか否かは、『廬山記』と宋代金石書の編纂経緯の違いによるものだろう。『金石録』は、二千点もの碑文を整理した。時代名を碑題に冠したのは時系列順に編纂することが目的であったからだろう。一方、陳舜俞は寺院別と時代順に、碑題をありのままに書き写し、碑文の詳しい製作時をすべて碑目本文に記録しているため、碑題に本来あった時代名を記録し、なかった時代名を付け加えたりしなかった。以上、『廬山記』と宋代金石書における時代名の記載についての考察を通して、『廬山記』が碑題を忠実に記録したという特徴が明らかになった。

第4章 内閣本『廬山記』巻五の史料的価値と編纂意図

4.1 内閣本『廬山記』巻五における作者・書丹者の記載にどんな史料的価値があるのか

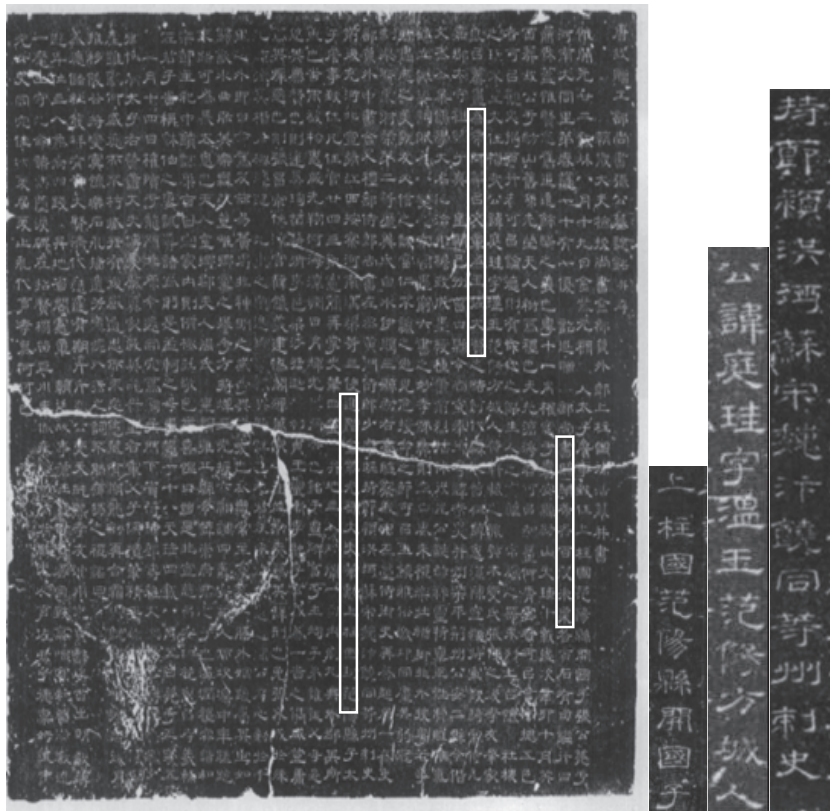
本章では、内閣本『廬山記』巻五の碑文書丹者・作者について考察する。主に新たに出土した墓誌との比較検討を行うことにより、『廬山記』と宋代金石書のどちらが碑文の古い形を残しているのかを見極めたい。加えて、陳舜俞が碑刻作品を書き写す際の態度を明らかにすると同時に、そ

の碑刻作品の史料的价值を掘り下げてみたい。

検討対象を、碑刻作品「佛驮跋陀羅禪師碑」の書丹者張廷珪と「復東林寺碑」の作者崔黯とする。

まず、「佛驮跋陀羅禪師碑」の中の「張廷珪」に関する記述に注目したい。『廬山記』では、「金光祿大夫行同州刺史上柱國范陽縣開國男張廷珪書」と張廷珪の肩書を詳細に記しているのに対して、『金石録』と『宝刻叢編』では、いずれも「張廷珪八分書」とするのみである。書丹者の官職より、宋代金石書は張廷珪の書の特徴に対する関心が高く、それを基準に碑刻作品の出来映えを評価している⁽²⁸⁾。

しかし、陳舜俞は碑刻の文字をそのまま後世に残すことが目的であり、冗長な肩書を一字も漏らさずに書き写そうとしているのである。このような態度のお陰で、現在の伝世文献からは既に消えてしまい、『廬山記』にのみ記載されている肩書を拾い出すことができる。例えば、張廷珪については、『新唐書』・『旧唐書』に立伝（張庭珪⁽²⁹⁾）としている）されているが、「行同州刺史」「范陽縣開國男」であったことは記載されていない。それ以外の文献も、基本的に『新唐書』・『旧唐書』を踏襲し、「洪州都督、沔州刺史、又歴蘇、宋、魏三州刺史」以外の情報、特に「同州刺史」については何も書かれていない。この点に関しては、王向理氏と謝槐青氏が「河南省伊川縣出土徐浩書張庭珪墓誌」⁽³⁰⁾で既に詳しく調査を行っている。



【図版 1】⁽³¹⁾ 唐故贈工部尚書張公墓誌銘并序

【墓誌銘の局部】

ところが、両氏が疑問に思った張廷珪の出身地については、単に張廷珪の伝記の記載はこの墓誌と異同があると指摘するにとどまり、内閣本『廬山記』巻五の碑目に見える張廷珪に関する記述に触れていない。ここで注目したいのは『廬山記』に書かれた張廷珪の肩書の情報がほぼこの墓誌と一致していることである。もちろん、墓誌では「范陽県開国子」とあるのに対して、『廬山記』では「范陽県開国男」となっている小異も見逃してはならないが、その小異は墓誌と『廬山記』の該当碑刻の製作年が異なることによって生じたものと考えられる。そもそも「開国子」は「開国男」より一ランク上の肩書⁽³²⁾であり、『廬山記』の碑目と張廷珪墓誌の書かれた時期がそれぞれ開元十七年(730)と開元二十三年(735)以降であることから、墓主の張廷珪がこの間に「開国男」から「開国子」に昇格した可能性が高い。張廷珪が「馱跋陀羅禪師碑」を書いた730年当時、彼の官職名は「金紫光祿大夫行同州刺史、上柱國、范陽縣開國男」であった。それにもかかわらず、『新唐書』・『旧唐書』をはじめとする歴史書は「行同州刺史」と「范陽縣開國男」という彼の任官履歴を記載しなかった。言い換えれば、内閣本『廬山記』巻五の碑目「佛馱跋陀羅禪師碑」に記載されている情報は宋代金石書や歴史書などの伝世文献には見当たらないが、近年発見された墓誌とは一致しており、歴史的価値のあるものと言える。

『廬山記』において、陳舜兪は碑刻の書丹者のみならず、作者の肩書も詳細に記録している。ただ、当時の碑刻は文字が判読できないこともあった。次に取り上げる「復東林寺碑」の作者「崔黯」は肩書が内閣本『廬山記』巻五に記されているが、名前は漏れている例である。

まず、『集古録』・『廬山記』における「復東林寺碑」の異同について分析する。

- ・復東林寺碑大中十一年 右唐湖州觀察使崔黯撰、柳公權書。東林寺會昌中廢之、大中初、黯為江州刺史而復之。黯之文辭甚適麗可愛、而世罕有之。右集本(『集古録』卷九)
- ・大中興復、刺史崔黯為捐私錢、以偁施者。搢紳從者數百人、姓名爵里。今刊於名仍藏。當時之疏亦崔之詞也。崔又作復寺碑、左散騎常侍柳公權書。(内閣本『廬山記』卷一)
- ・復東林寺碑銘
湖南都團練觀察處置等使中大夫使持節都督潭州諸軍事守潭州刺史、金紫光祿大夫左散騎常侍上柱國河東郡開國公食邑二千戶柳公權書。唐大中十一年歲次丁丑四月戊辰朔二十六日癸巳建(内閣本『廬山記』巻五 復東林寺碑銘)

上記の内容から分かるように、『集古録』巻九と内閣本『廬山記』巻五の共通点は製作年である。相違点として次の二つがあげられる。一つは『集古録』巻九には立碑の経緯に関する記述があるのに対し、内閣本『廬山記』巻五にはそれが見られないこと。もう一つは『集古録』巻九に作者名が記載されているが、内閣本『廬山記』巻五には作者名がなく、ただ作者の肩書のみが記載されていること。内閣本『廬山記』巻一にはこの碑文の作者が「崔黯」であることを明記しているが、巻五の実際の碑目では、「崔黯」という名前を記載しないまま、直接彼の肩書を書丹者である柳公権につなげているのである。

「復東林寺碑」の作者については、『集古録』でも、「唐湖州觀察使崔黯撰」とある。それは拓本

ではなく、「集本」（拓本の録文を収集したものであり、真跡のある石刻の拓本に対応している言い方である）⁽³³⁾に基づいている。ところが、『廬山記』に収録された「復東林寺碑」の碑目は「湖南都團練觀察處置等使中大夫使持節都督潭州諸軍事守潭州刺史金紫光祿大夫左散騎常侍上柱國河東郡開國公食邑二千戸柳公權書。唐大中十一年歲次丁丑四月戊辰朔二十六日癸巳建」となっている。柳公權は「湖南都團練觀察處置等使中大夫使持節都督潭州諸軍事守潭州刺史」の任になかったため、明らかに作者の名前がここで脱落していると思われる。

さらに、『廬山記』が作者の崔黯の名を落としていることで、そのことは次の三つの史料から容易に判断できる。

・第一千九百六 唐復東林寺碑 崔黯撰。

柳公權正書。大中十一年四月。

（趙明誠『金石録』卷第十目錄十）

・唐復東林寺碑

唐湖南觀察使潭州刺史崔黯撰。

散騎常侍柳公權書。寺在江州、先被廢、至宣宗時復立。碑以大中十一年四月立、在廬山東林寺。 集古録目

（陳思『寶刻叢編』卷十五「江州」）

・東林復東林寺碑、集古録云：唐崔黯撰、柳公權書。以大中十一年立在東林。

（王象之『輿地碑記目』卷二「江州碑記」）

但し、上記三つの史料より『廬山記』の著録の方から、崔黯と柳公權の官銜がより詳細に分かる。この点から『廬山記』は史料的价值があるといえる。

以下、「復東林寺碑」の拓本を手掛かりに考察したい。この碑石は本来廬山の東林寺にあったが、「宋代に火災に遭い、字跡が剥落し、清代から既にひどく亀裂しはじめた。現存する『復東林寺碑』の拓本は元代の残石によるものと、明代の摹刻本がある。」⁽³⁴⁾

[表 2 「復東林寺碑」の元明拓本（摹刻本）]

拓本の出典	字数	書体	拓本の種類	拓本写真	所蔵
文物出版社『柳公權』	残石 300 餘字	正書	元代拓本、明代五残石の摹刻本	明代拓本の掲載あり	故宮博物院
榮寶齋『柳公權卷』	残石 250 餘字	楷書	元代拓本、明代五残石の摹刻本	元代摹刻本のみ掲載あり	故宮博物院
中華書局『善本碑帖録』 ⁽³⁵⁾	現存残石計 50 字	正書	明摹刻本百八十餘字	掲載なし	北京文管処
			明摹刻本百七十餘字	掲載なし	北京図書館



〔図版 2⁽³⁶⁾ 元代「復東林寺碑」残石拓本〕

残念ながら、陳舜俞が見た「復東林寺碑」は宋代の火災によって破損されたばらばらのものであると考えられる。よって、彼が当時どんな碑文内容を見たのかについて考証するため、現存する宋代に近い元代の拓本を手がかりとして考察したい。

文物出版社『柳公權』に載っている元代の拓本〔図版 2〕をみると、現存する五つの残石の字数は以下の通りとなる。左上の二つの残石は合わせて約 10 字、下部の二つは約 100 字あり、中央にある残石は 174 字である。『善本碑帖録』に言及された拓本とは、中央の残石を指しており、陳舜俞が廬山で見たのもこの中央の残石のみであったと考えられる。さらに、復元された拓本の首行（右下の残石）と二行目（中央の残石）を細かく見ると、「魚袋崔黯撰」と「開國公食邑二千戸柳公權」が読み取れる。つまり、中央の残石のみを見た陳舜俞は右下の残石を見ることができなかったため、首行の「魚袋崔黯撰」を記録しなかったのではないか。

その理由について次のように考える。



〔図版3 中央残石の拡大図〕

陳舜兪が見た碑と〔図版3〕の拓本が元とするものとは同じであったが、その碑は彼が見た後⁽³⁷⁾にさらに一部が破損したためではないか。まず、拓本の録文の冒頭と末尾を見てみよう。

冒頭：

湖南都團練觀察處置等使中大夫使持節都督潭州諸軍事守潭州刺史□□□□□□□□□□魚
袋崔黯撰

金紫光祿大夫左散騎常侍上柱國河東郡開國公食邑二千戶柳公權書

末尾：

唐大中十一年歲次丁丑四月戊辰朔二十六日癸巳建

(明代「復東林寺碑」摹刻拓本 録文)

復東林寺碑銘

湖南都團練觀察處置等使中大夫使持節都督潭州諸軍事守潭州刺史金紫光祿大夫左散騎常侍
上柱國河東郡開國公食邑二千戶柳公權書。唐大中十一年歲次丁丑四月戊辰朔二十六日癸巳建
(内閣本『廬山記』卷五)

この録文を内閣本『廬山記』巻五にある「湖南都團練觀察處置等使中大夫使持節都督潭州諸軍事守潭州刺史金紫光祿大夫左散騎常侍上柱國河東郡開國公食邑二千戶柳公權書」と照らし合わせてみると、以下の二点が目瞭然となる。一点目は、録文の冒頭と末尾の他の内容が完全に『廬山記』と一致していること。特に注目すべきなのは、首行の「□□」の前の字数は29字あり、その2行目も「柳公權書」までの字数が29字あることである。二点目は本来あったはずの「□□□□□□□□魚袋崔黯撰」の部分が『廬山記』には見えないこと。その理由は、首行と2行目の「柳公權書」以降の内容が中央残石に残っていないからである。

さらに、この碑文の本文内容は宋代に成立した『唐文粹』⁽³⁸⁾に収録されている。その本文の初めは「佛之心、以空化執、智化也；以福利化欲、仁化也；以緣業化妄、術化也；以地獄化愚、劫化也。」と記録されている。この本文は拓本の録文と一致しており、「柳公權書」の横に平行に並んでいる文字は「獄化愚劫」であり、「劫」までの字数は30字となっている。作者・書丹者を複数字下げ、本文を改行するという唐代の碑文によくあるスタイルから考えると、陳舜兪が当時見た碑文は中央残石にある内容であり、本文より1字下げた首行と2行目の29文字目までの情報であったと推測される。

従って、陳舜兪が見た碑文は首行がまだ欠けていない中央の残石であったが、元代になると、首行が破損し、2行目からのみが残っている。陳舜兪が見た碑文の首行以外のものは〔図版3〕の拓本が元とした碑文と同じものである。つまり、元代拓本の中央残石からは失われた首行の内容を、宋代の陳舜兪がそのまま忠実に記録したと考えられる。

『集古録』をはじめとする金石書にある、「復東林寺碑銘」の作者名を「崔黯」を内閣本『廬山

記』巻五のみが落としたのは「□□」の前後の内容を繋いだことにあるが、改行や空格までも重視する陳舜俞がこのような間違いを犯した理由は、宋代の金石書の録文の様式がまだ定まっていないことにあるだろう。内閣本『廬山記』巻五では、判読できない碑文内容を「□□」で示す例はない。『廬山記』のみならず、宋本の『金石録』⁽³⁹⁾を見た限りでも、「□□」を用いた碑文は見当たらない。

従って、陳舜俞は「復東林寺碑銘」の中央残石のみの碑題を見て、ありのままを巻五に記録したのであろう。碑の拓本内容を『集古録』と比較すると、両者が明らかに異なる系統によるものであることが分かる。陳舜俞の見た碑文と欧陽脩が参考にした集本とは別物である。

なお、巻五では「崔黯」の名前は出ていないが、巻一に「大中興復、刺史崔黯為捐私錢、以偈施者……崔又作復寺碑」という内容がある。つまり、陳舜俞は碑文の読み取れない部分について、その情報を巻一で書いたことになる。

崔黯は柳宗元の「與崔黯秀才論為書」によって知られているが、彼のことを記載した伝世典籍⁽⁴⁰⁾はきわめて限られており、『集古録』は彼の官職も間違えた。その間違いを内閣本『廬山記』巻一と巻五の関連記載が補正した。また、明拓本から分かるように、『廬山記』に収められている「復東林寺碑」は残石のみを見たにも関わらず、それを忠実に記録することにより、その碑文を収録した『唐文粹』にも記載されていない内容を現代に残すことができた「復東林寺碑」拓本の録文を校勘する際、『廬山記』に収められている「復東林寺碑」は重要な参考資料の一つといえよう。

4.2 内閣本『廬山記』巻五の編纂意図

ここでは、内閣本『廬山記』巻五の編纂意図について、『集古録』との違いを視野に入れつつ検討する。

両者が明らかに異なるのは碑文を記載することに自らの思想を託しているかどうかという点であろう。『集古録』には欧陽脩の歴史思想・書法思想・佛老への排斥思想などが色濃く反映されている⁽⁴¹⁾。一方、内閣本『廬山記』巻五は歴史考証に関する記録は見られない。もちろん、碑文と史書と齟齬のある部分については巻一と巻二では考察されている⁽⁴²⁾。が、陳舜俞が巻五を編纂した意図は碑目と題名を忠実に記録し、個人の意思を入れないうままそれらを歴史資料として後世に残そうとするところにあると考えられる。

第四章の表1に示した『集古録』と『廬山記』に共通して収録されている碑文6篇のうち、3篇について『集古録』は碑文関連の歴史人物について考証しており、1篇は作者の文学才能について評価を下している⁽⁴³⁾。いずれも歴史家・文学家として定評のある欧陽脩を研究する際に、先行研究ではよく取り上げられる材料となっている。しかし、書道家として欧陽脩は宋代では必ずしも認められなかったため、彼が『集古録』に書いた書道関連の資料についてはまださらに深く掘り下げる価値があると考えられる。そこで、以下、『集古録』と『廬山記』に共通した碑文の中に、書法に関する記載のある次の2篇の碑文について分析する。

[表3 『集古録』・『廬山記』における「隋西林道場碑」の比較表]

『集古録』	内閣本『廬山記』巻五
隋廬山西林道場碑 大業十三年 右廬山西林道場碑、渤海公撰公為隋太常博士時作。不著書人名氏、而字法老勁、疑公之書也…… <u>顏魯公偶題碑陰百餘字、尤奇偉。</u> 今附於碑後 右集本	西林寺道場碑文 大隋國太常博士渤海歐陽詢撰。大業十三年歲在丁丑十月戊寅朔十五日壬辰樹……永泰丙午歲、 <u>顏真卿題其碑額。</u> 凡一百二十字。 <u>碑陰有大中十年五人題名。</u>
唐大孤山賦 右字畫頗佳、而傷於柔媚。世傳墀工小篆、此豈其筆邪？	大孤山賦碑 特進太尉平章事衛國公李德裕文、會昌五年四月庚寅。江南西道都團練觀察處置使朝議大夫洪州刺史兼御史大夫周墀立。

表2に示すように、『集古録』と『廬山記』では、主な相違点として次の三つが挙げられる。一つ目は碑題の全文を記録しているか。二つ目は碑文の書法について意見を述べているか、三つ目はこの碑と隣り合う碑文の位置関係について記載しているか。

欧陽脩は書法を向上させる手段として『集古録』を編纂した晩年には、書法を日常的楽しみとして日々その練習・鑑賞に励んでいた⁽⁴⁴⁾。表2にあげた二篇の碑文からも、彼が書法を鑑賞・鑑定する姿勢が窺える。が、欧陽脩は「西林道場碑」と「顏真卿題名」との位置関係については、集本のみを頼りに、両者が碑表と碑陰という関係にあると記載するにとどめ、「大孤山賦碑」の碑題内容についてもまったく触れていない。

それに対して、陳舜俞は2つの碑題にある作者・製作時期・書丹者などもすべての情報を記録している。また、「西林寺道場碑文」と「顏真卿題名」との位置関係について、集本ではなく、実際に西林寺まで足を運び、顏真卿の題名が西林寺碑の碑陰にあるとはっきり記録している。「西林寺道場碑文」では、その字数まで細かく数え上げただけでなく、その他の十五人の題名作品との位置関係も明記している。また、「簡寂觀有大孤山賦碑」では、作者李德裕・書丹者周墀の官職名もはっきり記録している。

陳舜俞のこのような記録と一致する内容が『吳船録』にも見られることので、注目に値する。

・西林寺道場碑文

大隋國太常博士渤海歐陽詢撰。大業十三年歲在丁丑十月戊寅朔十五日壬辰樹。永泰丙午歲、顏真卿題其碑額。凡一百二十字。碑陰有大中十年五人題名。

(内閣本『廬山記』巻五)

・寺有『西林道場碑』、隋太常博士渤海歐陽詢撰……顏魯公題其碑額之上、亦以永泰丙午歲遊東林寺時來。大略謂緬懷遠、現之遺烈、躋重閣、觀張僧繇畫佛像、梁武帝蹙綿繡錦囊、因題歐陽公譔永公碑陰。然其實乃題碑額之上、非碑陰也。碑陰別有大中時遊人題名、筆法亦不凡。

(范成大『吳船録』巻下)

二重線部の碑文位置の内容を見ると、「顔真卿題名」の場所について、内閣本『廬山記』巻五と『呉船録』巻下の記載は一致している。さらに、巻五の該当箇所以外にも、『廬山記』「古人題名」に収録された「顔真卿西林寺題名」の内容も「因寓題歐陽公所撰永公碑陰。魯公顔真卿題刻石在西林寺永禪師碑上」となっている。つまり、作者の顔真卿はこの題名を書いた際に、確かに「碑陰」としていたにもかかわらず、その内容を碑石に彫った人は「碑陰」ではなく、「碑額（碑上）」に彫ったのである。そのことについて、范成大も『呉船録』に「然其実乃題碑額之上、非碑陰也。（然れども、其れ実に乃ち碑額の上に題し、碑陰に非ざるなり）」と強調しており、その記録は『廬山記』と一致している。

以上の考察から、内閣本『廬山記』巻五全体の編纂意図は把握できたと言えないが、『集古録』に載る碑文との比較を通して、『廬山記』の特色が明らかになり、碑刻作品を記録する際の態度を明確にすることができた。顔真卿題名と「西林道場碑」の場所については、『廬山記』と『集古録』の記載は異なっているが、『呉船録』とは一致している。欧陽脩が参考にして集本より、現実に廬山西林寺へ足を運び、碑刻作品を自らの目で確認した陳舜俞の記録は信頼に値する。また、資料は廬山現地⁽⁴⁵⁾への遊行体験に基づいた『呉船録』の記録に一致していることで、『廬山記』の編纂意図はあくまでも現実にあるものをそのまま記録するところにあると評価してよい。

このように、欧陽脩は歴史・書道の領域における評論家としての視点で碑文を鑑賞・鑑定している。一方、陳舜俞は碑刻作品を忠実に記録し、碑文の古い形を後世に残そうとする態度を貫いている。

第5章 まとめ

本論文は、内閣本『廬山記』に注目して、ほかの五巻本と校勘したうえで、テキストとして内閣本が優れていることを明らかにした。その上、碑題・碑文の書丹者・作者および碑文の位置状況の具体的な内容をめぐって、旧鈔本金沢文庫本『白氏文集』・拓本・新出土墓誌などとの比較・検討を行った結果、『廬山記』では、碑題に「故」を残すこと、碑文にある時代名を改変しなかったことなどから、内閣本『廬山記』巻五は碑文を正確に写そうとした意識のもとで編纂されたことが明らかになった。そのため、その史料としての価値が高いと言える。また、『廬山記』の特色は『集古録』などの宋代金石書との比較からも明らかになり、特にその違いは廬山にある碑目・題名を忠実に記録するという姿勢にあることが分かった。

なお、内閣本『廬山記』巻五に関連する碑文の製作時期（例えば「東林寺白氏文集記」）についても、『廬山記』の記載はほかの金石著書との記載は食い違っているものの、金沢文庫本『白氏文集』とは一致していることも興味深い。それを今後の課題としたい。

注

- (1) 『四庫全書總目』では、陳舜俞の左遷について、「熙寧中出知山陰縣、以不奉行青苗法、謫南康監稅。」(『四庫全書總目』卷七十史部二十六「廬山記三卷附廬山紀略一卷」と記されている。左遷の理由は書かれているが、左遷された差遣官は明記されておらず、恐らく朝廷にいる王安石の青苗法を支持する一派に属する人間であろう。
- (2) 岩間湛良「廬山記解題」(国訳一切経和漢撰述部・史伝部17・『廬山記』大東出版社、1980年、P.108)
- (3) 国立公文書館に公開されている URL は下記の通りである。
<https://www.digital.archives.go.jp/DAS/pickup/view/category/categoryArchives/0500000000/default/00>
- (4) 長澤規矩也が「国立公文書館内閣文庫所蔵 宋刊本廬山記」において、内閣本は「徽宗生存中の南宋初刊本であることが分かる」と指摘している。(日本書誌学会編、『内閣文庫宋本書影』日本書誌学会、1984年、P.6～P.7)
- (5) 巖紹壘氏によって、内閣本の具体的な刊行時期を北宋から南宋紹興年間(1131～1162)までと推測している。(巖紹壘『漢籍在日本の流布研究』江蘇古籍出版社、1992年、P.237)
- (6) 澤崎久和氏が内閣本を含めた諸本を整理し、「内閣文庫蔵宋刊本『廬山記』による『全唐詩』の補訂」を発表した。澤崎氏は『廬山記』所収詩を校勘し、すべての伝本7本を2種類に分類し、三卷本系と五卷本系に大別されるとした。また、澤崎氏は内閣本には落丁や乱丁がなく、目次もついており、『廬山記』のテキストとして最も優れていると指摘したうえで、特に三卷本にない巻四「古今留題篇第六」に収録されている詩を校勘することによって、内閣本が『全唐詩』を補訂することができるかと結論づけた。('内閣文庫蔵宋刊本『廬山記』による『全唐詩』の補訂」、『福井大学教育学部紀要』人文科学44、1995年、P.21～P.34)
- (7) 『廬山記』が編纂された後、それを参考にしたり利用したりした宋代の金石書はない。例えば、南宋時代の金石書『輿地碑記目』と『宝刻叢編』は時代別に編纂されており、廬山関連の碑文は大部分が『廬山記』巻五と重なっている。『廬山記』巻五に41篇の碑目と11篇の題名が収められている。それに対して、『輿地碑記目』巻二「江州碑記」に収録されている廬山関連の16篇の碑目の中で、15篇も『廬山記』に重出している。そのみならず、『宝刻叢編』巻十五「江州」に計45篇の碑目が収録されており、そのうち39篇が『廬山記』にも収録されている。しかし、二書とも『廬山記』についての言及はまったく見られない。
- (8) 房玄齡等撰『晉書』卷三十四・列伝第四「羊祜傳」(中華書局、1974年、P.1020) 羊祜が登った岷山は湖北省襄陽縣の南に位置し、当時彼は襄陽を鎮守していた。岷山碑はまた「墮淚碑」とも呼ばれる。
- (9) 植木久行「北宋の陳舜俞撰『廬山記』の誕生とその構成をめぐって」(『中国詩文論叢』2017年12月、P.106)
- (10) 前掲注9と同じ。
- (11) 澤崎久和「内閣文庫蔵宋刊本『廬山記』による『全唐詩』の補訂」、『福井大学教育学部紀要』人文科学44、1995年、P.21～P.34
- (12) 澤崎氏は「内閣本『廬山記』所収詩の本及びその校異と問題点」では、吉石本の「全五巻のうち巻二・巻三はと同一の刊本である。」(『福井大学教育学部紀要』人文科学48、1997年、P.2)と指摘している。筆者は吉石本の巻二・三のみならず、その他の巻を校勘したところ、吉石本の随所に「如本」という注記が付されている箇所はすべて内閣本を意識している形跡があるため、おそらく吉石本は内閣本と同じ系統の刊本に属しているだろうと考えている。
- (13) 羅振玉輯『廬山記』跋(『吉石齋叢書』第二集、1914年、一葉裏)
- (14) 胡耀飛「宋人陳舜俞『廬山記』所見吳・南唐史料考論」(『長江文明』第七輯、河南人民出版社、2011

年6月、P.50～P.71)

- (15) 「驍衛將軍」について、『通典』卷二十八・職官十によると、「漢有驍衛將軍、謂之雜號將軍、武帝以李廣為之、後省。……領官屬並隋置、大唐因之、同左右衛。……左右衛：漢京師有南北軍、掌理禁衛」(唐・杜佑撰『通典』中華書局校點本、2003年、P.783、P.785)
- (16) 劉昫等撰『舊唐書』卷十九下「本紀第十九下」と卷二十上「本紀第二十上」[昭宗](中華書局、1975年)
- (17) 王國維《觀堂集林・釋辭上》(中華書局、1959年、P.279～280)では、「《詩》、《書》中の“保艾(艾)”即金文中的“保辭”、並謂“辭”兼相、養二義、皆由治義引申、其本意當訓為治」と指摘している。
- (18) 宋敏求撰『長安志』(臺灣商務印書館、四庫全書珍本)卷七・「朱雀街東第一街九坊」十二葉裏
- (19) 周紹良『唐代墓誌彙編』(上海古籍出版社、1992年)に収録されている3146篇の墓誌の碑題のうち、2148篇に「故」字が付いている。
- (20) 那波本の底本は北宋刊本であることは既に定説になっている。特にそこに収録されている「唐撫州景雲寺故律大德上弘和尚石塔碑銘 并序」の字の作り方は金沢文庫本に注記されている「摺本」(北宋刊本)と完全に一致しているため、該当碑文を検討する際に、那波本は金沢文庫本の校注に用いられた「摺本」の有様を証明する根拠となる。
- (21) 林羅山は那波本を対校した際に、参考までに金沢文庫本卷二十四の卷末にある以下の奥書を書き添えている。「寛喜三年三月廿六日書寫了、唯寂房令書之、嘉禎二年三月廿一日。同廿八日兩點了、以唐本比校之了、右衛門権少尉奉重、建長四年正月廿四日伝下貴所之、御本重校點了。」
- (22) 太田次男著『旧鈔本を中心とする白氏文集本文の研究』上(勉誠社、1997年、P.81)
- (23) 前掲の太田次男氏によると、「現存する白氏文集南宋刊本が、原編成を改め先詩後筆に大きく改編されているのなども、詩編を通読し、これを鑑賞する立場からすれば、この一括して読み得るような改編の方が確かに便利であり優れているともいえるであろうが、こういう根本的改変すらも許容されるところに、原本に対する中国での基本的姿勢が明瞭に示されている。(同20、P.83)
- (24) 表1の作成にあたり、現存する『集古録』からのみならず、既に散逸したが、後世の金石書からその存在が分かる碑文も検索してみた。表2にあげた①と⑤はそれぞれ『宝刻叢編』と『金石録』に引用された『集古録』の碑文を参考にした。
- (25) ここの「兀兀禪師」は元禄本・重元本・大正本では「兀兀禪師碑」に作り、吉石本は内閣本と同じ。ただ吉石本は「兀兀禪師」の横に「如本」と追記している。
- (26) 滋賀高義氏は「仏陀跋陀羅伝攷」では、仏陀跋陀羅は「廬山に滞在したのは、湯氏(筆者注：湯用彤氏が『漢魏兩晉南北朝佛教史』の関連説に基づく)が慧遠年歴のところで主張された、義熙六・七(四一〇至四一一)頃ということになる。廬山での經典訳出を手始めに、元嘉六年(四二九)宋の都建康の道成寺で、七十一歳の生涯を閉じるまでに、仏陀跋陀羅が訳出した經典は…十二部七十五卷に及ぶのである。」と述べている(『大谷大学研究年報』通号36、1984年2月、P.94)
- (27) 陸游著、岩城秀夫訳『入蜀記』卷四では、「佛駄跋陀尊者、Budhabhadraの音訳。南朝宋の高僧。もとインドの人。晋の義熙(405-418)に長安に至り、のち廬山に入って慧遠と交わった。廬山十八賢の一人。」(平凡社、1986年、P.132)とある。
- (28) 宋代金石書の中で、『宝刻叢編』・『金石録』『墨池篇』では「張廷珪」の八分書についての評価は多くみられる。それは宋代の士大夫の書画に対する注目度が高いという時代背景によるものだと考えられる。この点についての先行研究は大森信徳「趙明誠『金石録』の歐陽脩『集古録』引用にみる撰述態度—書法に関する記事を中心に—」(『中國文學研究』2006年12月、P.36～52)を参照されたい。
- (29) 唐宋時代の文献では、「張廷珪」と「張庭珪」という両方の書き方があるが、人物に関する情報から判断すると、実際は同一人物である可能性が高い。元來歐陽脩『集古録』で「端州石室記」の書丹者を

「張庭珪」としていたが、清代になると、同じ碑文について、「歐陽公嘗定以爲張廷珪書、然攷庭珪孔林隸碑、字頗不類」（清・阮元修、清・陳昌齊纂『廣東通志』卷二百一金石略三）とあるように、同じ人物の名前を二通りの書き方をしていることが分かる。

- (30) この墓誌は1977年7月に発見され、現在伊川県文物管理所に保管されている。この墓誌は新旧唐書を補正する価値があるとされている。王向理・謝槐青「河南省伊川県出土徐浩書張庭珪墓誌」を参照されたい。（『文物』1980年3期、P.55）
- (31) 図版は王向理・謝槐青「河南省伊川県出土徐浩書張庭珪墓誌」による。（『文物』1980年3期、P.55）
- (32) 杜佑によると、「……開國郡公開國縣公侯伯子男沐食侯卿亭侯開國中關外侯凡十二等」（『通典』卷十九職官一・封爵、中華書局点校本、2003年、P.488）とあるように、県の開国男は開国子の位より少し下であることが分かる。
- (33) 集本は真跡に対応する言い方であり、『集古録跋尾』では随所に見られる。「集古録跋尾提要」では、「今考之、則通此十卷、乃正符四百餘跋之數、蓋以集本與真跡合編。與專據集本者不同宋時廬陵之刻。」とあるように、『集古録跋尾』を編纂する際に、歐陽脩は主に集本と石本に基づいている。特に韓愈の碑文（例えば、卷八の「唐韓愈黃陵廟碑」）の跋を書くにあたり、「自天聖以來、古學漸盛、學者多學翰文、而患集本訛舛、惟余家本屢更校正、時人共信、號位善本。」とあるように、諸種の石本を以て韓愈版本を校勘していた。
- (34) 中国書法編輯組編『柳公權』（第2冊、文物出版社、1980年）では、「此碑于宋時爲火所炙、字跡菠蘿、至清初始碎裂。」とある。P.233～234
- (35) 張彦生著『善本碑帖録』（考古学專刊乙種第十九号、中国社会科学院考古研究所編輯、中華書局、1984年、P.155）第三卷では、「見明拓張叔未長跋二張、全歸陳文伯。一存一百八十餘字、一存一百七十餘字、後者稍晚一些。」とある。
- (36) 図版2は前掲注34の文物出版社『柳公權』p177の拓本に基づいている。京都大学人文科学研究所附属東アジア人情報学研究所センター図書室に所蔵されている文物出版社『柳公權』にある「復東林寺碑」拓本は元來さほど鮮明とは言えない状態である。当該図書室が写真撮影の業者を依頼し、その拓本を撮影して下さったことや、本稿にその写真を掲載させていただくことに対して、深く謝意を申す。
- (37) 宋代に起きた火災の時間と陳舜兪がその碑を見た時間の前後関係についてはわからないが、元代のものは陳舜兪が記録した内容より少ない点から考えると、彼が見た宋代の碑は元代でさらに破損していたと推測できる。
- (38) 姚鉉纂『重校正唐文粹、100卷附校勘記1卷』（四部叢刊、集部、商務印書館、一葉裏～二葉表）卷第六十五に「復東林寺碑銘并序 崔黯」が収録されている。ただ、拓本のような冒頭部分にある撰者・書丹者および末尾の碑の製作時期の内容は収録されていない。
- (39) 宋・趙明誠撰『宋本金石録』（中華書局、1991年）
- (40) 崔黯は『旧唐書』（卷117「崔黯伝」、P.3404）と『新唐書』（卷144「崔黯伝」、P.4708）に伝がある。彼が書いた文章は《全唐文》卷七五七に2篇に収録されているのみである。ほかに、近年出土した墓誌銘の中で、崔黯が登場したものは以下の三篇が見られる。①唐故義武君節度使檢校尚書右僕射贈太子太保陳公墓誌（崔黯が撰者）、②唐故吏部尚書贈少保裴府君夫人範陽郡夫人盧氏墓誌銘、③唐故銀青光祿大夫吏部尚書致仕萬泉縣開國子食邑伍伯戸贈太子少傅河東裴公（向）墓誌銘（崔黯が書丹者）
- (41) 熊道麟著『歐陽脩「集古録跋尾」之研究—以書学・佛老学・史学為主』（花木蘭文化工作坊、2005年）では、それについて詳細な検討を行っている。
- (42) 『廬山記』にも、「凡唐以前碑記、因其有歲月甲子爵里之詳故并錄之。庶或有補史氏云。」と卷二の卷末に類似の趣旨が述べられている。卷一から卷二にかけて、碑文の大略を述べ、史書の誤りを指摘する箇所は第二章に述べた通りである。

- (43) 具体的に、3篇とは①「宋慧遠法師碑」、④「唐顔魯公題名」と⑤「唐寶稱大律師塔碑」であり、3篇の碑文に登場する歴史上の人物について、欧陽脩はその出自、歴史的事件、史書における記載との齟齬をめぐって、独自の見解を示している。そのほかの1篇③「唐復東林寺碑」では、「黯之文辭甚適麗可愛、而世罕有之」と撰者の文学的才能を評価している。
- (44) 熊道麟氏は、『集古録目序』と〈學書消日〉に書かれた内容上の類似点を検討した結果、欧陽脩晩年では、『集古録』を編纂する意欲と書学に対する情熱との間に、「其時間點亦頗接近、他的集古與學書所存在的密切關係、其實已是呼之欲出、不言而喻了」と両者の密接な関係があると考察している。(熊道麟著『欧陽脩「集古録跋尾」之研究—以書学・佛老学・史学為主』花木蘭文化工作坊、2005年、P.43)
- (45) 『吳船録』の編纂について、小川環樹氏は「范成大の生涯とその文学」で次のように述べている、「(范成大が淳熙)三年の春には大病にかかり職をやめたいと申し出て許され、四年五月に成都を出発した。彼は船で揚子江(長江)をくだり、沿岸の名所古跡を見物しながら、十月三日に県郡につく、この紀行が『吳船録』二卷である。時に五十二歳。」(范成大著、小川環樹訳、山本和義・西岡淳解説『吳船録 攬轡録 驂鸞録』平凡社、2001年、P.86)